

平成 27 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 ヒロセ電機株式会社 代表者名 代表取締役社長 石 井 和 徳 (コード番号 6806 東証第一部) 問合せ先 執行役員 管理本部副本部長 福 本 広 志 (TEL. 03-3491-5300)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年4月28日開催の当社取締役会において、下記のとおり定款の変更について、平成27年6月26日開催予定の第68期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

現行定款では、取締役会長が株主総会を招集し、議長となることを定めておりますが、 経営環境の変化に迅速に対応した経営体制構築のため、あらかじめ取締役会において定 めた取締役が招集し、議長となることができるよう、現行定款第13条について所要の変 更を行うものであります。

また平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律 90 号)において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることになりました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役および社外監査役ではない監査役についてもその期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第 28 条について一部変更するものであります。

なお、定款第28条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款		定款変更案	
第3章 株主総会			第3章 株主総会
(招集権者および議長)		(招集権者および議長)	
第 13 条	株主総会は、法令に別段の定めあ	第 13 条	株主総会は、法令に別段の定めあ
	る場合を除き、 <u>取締役会長</u> がこれ		る場合を除き、 <u>取締役会において</u>
	を招集し、かつその議長となる。		あらかじめ定めた取締役がこれを

2 取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

第6章 損害賠償責任の一部免除

(損害賠償責任の一部免除)

- 第28条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。
 - 2 当会社は、<u>社外取締役</u>および<u>社外</u> <u>監査役</u>との間に、当会社に対する 損害賠償責任に関する契約を締結 することができる。ただし、その 賠償責任の限度額は、法令が定め る金額とする。

招集し、かつその議長となる。

2 <u>前項の取締役</u>に事故あるときは、 取締役会においてあらかじめ定め た順序により、他の取締役がこれ にあたる。

第6章 損害賠償責任の一部免除

(損害賠償責任の一部免除)

第28条

(現行どおり)

2 当会社は、<u>業務執行取締役等ではない取締役</u>および<u>監査役</u>との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日) 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)

以上